入学者選抜における不正行為の取扱いについて

本学のすべての入学者選抜における不正行為の取扱いは、以下の通りです。

- (1) 次のことをすると**不正行為となります**。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、**それ以後の受験はできなくなります**。また、**受験した全ての教科・科目の成績を無効とします**。なお、**不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります**。
 - ・ 志願票、受験票・写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入(受験票・写真票に本人以外の写真を使用することや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど。)をすること。
 - ・ カンニング (試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。) をすること。
 - ・ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
 - 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
 - ・ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
 - 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
 - ・ 試験時間中に、使用を許可されたもの以外の物品(※1※2)をかばん等にしまわず、身 に付けていたり手に持っていること。
 - ※1 定規(定規の機能を備えた鉛筆等を含む。)、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用 紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末(スマートウォッチや スマートグラス等。)、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽 プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類
 - ※2 試験時間中、病気・負傷や障害等により補聴器等の補助具を使用したい場合は、 受験上の配慮の申請が必要です。
 - ・ 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いて問題冊子を閉じてください。」の指示に従わず、鉛 筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。
- (2) 上記(1)以外にも、次のことをすると**不正行為となることがあります**。指示等に従わず、 不正行為と認定された場合の取扱いは、(1)と同様です。
 - ・ 試験時間中に携帯電話や時計等の音(着信・アラーム・振動音など。)を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
 - ・ 建物内において携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末(スマートウォッチやスマートグラス等)、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。
 - ・ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
 - 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
 - その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。